

一 はじめに

- ・ 自己紹介：商法担当
- ・ 法学部で学ぶ法学・政治学の種類
 - ・ 法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法など）
 - ・ 上記以外の法律科目（労働法、倒産法、知的財産法、税法、国際法など）
 - ・ 基礎法学科目（法哲学、法社会学、法制史、外国法など）
 - ・ 政治学に関する科目

※法学部の教員の一部は、法学研究科法曹養成専攻（ロースクール）の教員も兼ねている

- ・ 今回のミニ講義のテーマは、会社法（経営者である取締役の義務について）

二 前提となる知識

- ・ 会社法とは？
 - ・ 会社が適法かつ効率的に運営されるための仕組みを規律する
- ※利害関係者（株主、債権者、取締役など）の利害調整が主たる役割
- ・ 株式会社の役員（取締役・監査役など）の選任方法など運営に関するルールを定める
例：会社法 329 条 1 項「役員……は株主総会の決議によって選任する」
 - ←会社が発行する株式のうち、過半数を取得できれば、自らの意のままに取締役を選任することができる（支配権の獲得）
- ・ 会社法 330 条「株式会社と役員……との関係は、委任に関する規定に従う」
→民法 644 条「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」 → 善管注意義務

※利害調整のために、損害賠償責任についてもルールを定める

会社法 423 条 1 項「取締役……は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」

※会社から取締役に対する訴訟においては、一定の条件の下で株主が会社を代表することも認められている（会社法 847 条など、いわゆる「株主代表訴訟」）

※条文は「抽象的」に書かれているので、解釈が必要になる

三 企業買収における取締役の義務

- ・会社の支配権を獲得する方法として、株式公開買付け（TOB）という方法がよく用いられる

※ TOB とは？ 一定の期間内に、一定量の株式について、株主から買い集める方法（通常は、証券市場で取引されている価格を一定程度上回る価格（プレミアム付）で買い集めることが多い）

※会社法の特例法である金融商品取引法に規定が置かれている

- ・買収を提案された側の取締役は、どのように行動しなければならないか？
 - ・会社の全体の利益、ひいては、株主の利益を最大化するように行動しなければならないと考えられている

- ・具体例：島忠に対する TOB（DCM vs. ニトリ）

※島忠：「ホームズ」などを運営、当時、業界 7 位

※DCM：ホームセンター事業で、当時、業界 2 位

- ・2020 年 10 月、DCM が島忠に対し、市場価格を約 45 % 上回る価格で TOB を提案（島忠の取締役も賛同〔友好的買収〕）

- ・同年 11 月、ニトリが、DCM の提案価格を 3 割上回る価格で対抗的な TOB を提案（この時点では、いわゆる「同意なき買収」）

→取締役はどのように対応すべきか？

- ・株主の利益を最大にするように行動する義務
- ・基本は買付価格だが、それだけでもなく、総合的に判断すべき
- ・結果的に企業価値の向上につながるかどうか ←善管注意義務

※仮に島忠の取締役が DCM 案を支持すれば、株主から責任を追及される可能性あり

←最近では、（利害関係のない第三者による）特別委員会の判断を尊重することが望ましいとされている

→特別委員会の答申を踏まえて、島忠（取締役会）はニトリの TOB の受け入れへ

→ DCM 側はさらに対抗的な TOB を実施することを諦め、ニトリによる TOB が成立

四 おわりに

- ・法学部の誤ったイメージ：条文をひたすら覚えるのか？
- ・法学部で学ぶとどのような力をつけることができるのか？
- ・法学部で学ぼうと、高校時代に身につけておくべきことは？